公　　告

自動車税申告受付等業務に係る予定事業者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和８年11月24日

島根県知事　丸　山　達　也

1　提案競技に付する事項

⑴　件名及び数量

自動車税申告受付等業務　一式

⑵　仕様

自動車税申告受付等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

⑶　契約期間

契約の日から令和12年３月31日まで

⑷　提案価格の上限額

99,216,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

各年度における上限額は以下のとおり。ただし、各年度上限額は目安であり総額の範囲内で自由に設定できるものとする。

令和８年度　4,172,000円

令和９年度　30,279,000円

令和10年度　31,482,000円

令和11年度　33,283,000円

2　提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

⑴　島根県内に事業所を有する法人であること。

⑵　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当しない者であること。

⑶　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

⑷　島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

⑸　消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

⑹　島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提案競技参加資格確認審査に係る提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

⑺　島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

⑻　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

⑼　地方自治法施行令第173条の要件に該当する者であること。

⑽　国、都道府県又は市町村において、過去５年間で同種・同等の業務の委託又は労働者派遣に関する契約を締結し、適切に業務を完了した実績を有する者であること。

3　提案競技説明に関する事項

⑴　提案競技説明書の配布

ア　配布する資料

㋐　提案競技説明書

㋑　仕様書

㋒　本提案競技に係る様式

㋓　契約書（案）

イ　配布期間

令和８年11月24日（火）から同年12月９日（水）まで

ウ　配布場所

島根県ホームページ（https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/bid_toubu_kemmin/automobile-tax-return.html）

エ　配布手続

島根県東部県民センター総務管理部総務課（４の⑶の場所）に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書（以下「誓約書」という。）を提出した者に対し、アに掲げる資料のパスワードを電子メールにより交付する。パスワードの交付を受けた者は、ウに示すページから資料をダウンロードすること。

なお、誓約書の様式は、島根県ホームページ（ウに同じ。）からダウンロードすること。

⑵　提案競技説明会

開催しない。

４　提案競技に係る質問書

⑴　質問は、期限まで文書により提出すること（ＦＡＸ又は電子メールによる質問書の送付も可とする。その場合、標題を「自動車税申告受付等提案競技質問（事業者名）」とすること。）。

⑵　質問書提出期限は、令和８年12月１日（火）午後５時までとする。

⑶　提出先

郵便番号　690－8551

島根県松江市東津田町1741－１　島根県東部県民センター総務管理部総務課

電話　0852－32－5813　ＦＡＸ　0852－32－5633

電子メール　tobu-kemmin@pref.shimane.lg.jp

⑷　質問に対する回答は、令和８年12月８日（火）までに、提案競技説明書受領者全員に対しＦＡＸ又は電子メールにより通知する。ただし、場合によっては質問後速やかに回答することがある。

５　提案競技参加資格確認審査に関する事項

⑴　提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

ア　提案競技参加資格確認申請書（説明書様式第１号）　１部

イ　会社概要書（任意様式）　１部

ウ　法人の登記事項証明書　１部（物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第４号）第４条の規定により入札参加資格の認定を受けている者については、写しの提出で可とする。）

エ　財務諸表（貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書）　１部

オ　島根県税に係る納税証明書（全税目について未納の徴収金がないことの証明）　１部

カ　消費税及び地方消費税に係る納税証明書（未納の税額がないことの証明）　１部

キ　担当者届（説明書様式第２号）　１部

ク　受注実績届（説明書様式第３号）　１部（契約書又は契約の事実を確認できる書類の写しを添付すること。）

⑵　提出書類の形式

３の⑴で配布する様式による。

⑶　書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア　提出方法

郵送又は持参による。

イ　提出期限

令和８年12月９日（水）午後５時までに提出すること（郵送の場合は書留とし、同日の午後５時までに必着のこと。）。

ウ　提出先

４の⑶に同じ。

⑷　提案競技参加資格確認審査結果の通知及び審査日時の通知

申請者に対し郵送にて通知することとし、令和８年12月16日（水）までに発送する。

6　提案書等の提出

提案競技参加資格確認審査において、提案競技参加資格が認められた者は、以下により提案書等を提出すること。

⑴　提案書等の内容

提案競技説明書による。

⑵　提出書類の種類及び部数

ア　提案書等提出書　１部

イ　提案書　７部

ウ　見積書　１部

エ　提案書を電子データで出力したＣＤ－ＲＯＭ等　１枚（Ｗｏｒｄ、Ｅｘｃｅｌ又はＰｏｗｅｒ　Ｐｏｉｎｔで扱える形式又はＰＤＦとすること。）

⑶　書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア　提出方法

郵送又は持参による。

イ　提出期限

令和８年12月23日（水）午後５時までに提出すること（郵送の場合は書留とし、同日午後５時までに必着のこと。）。

ウ　提出先

４の⑶に同じ。

7　選定方法

⑴　自動車税申告受付等業務に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い総合的に最も優れた提案者（以下「最優秀提案者」という。）を選定する。

⑵　選定手順

ア　審査

提案者によるプレゼンテーション及び審査委員会によるヒアリングを実施の上、審査委員会において⑶のイの方法により審査する。

なお、事前に審査委員会事務局（以下「事務局」という。）において⑶のアに示す評価対象となるかを書面審査し、疑義があるものは事務局による事前ヒアリングを実施する場合がある。

イ　最優秀提案者の選定

審査後、審査委員会において⑶のウにより最優秀提案者を選定する。

⑶　評価方法

ア　提案内容が仕様書の要求要件を全て満たしており、かつ、提案価格が上限額の範囲内である提案を評価の対象と

する。

イ　提案内容については、あらかじめ設定した評価基準に基づき評価し、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。

ウ　イにより算出された合計得点が最も高い者を最優秀提案者とする。合計得点が最も高い者が２者以上あるときは、審査委員会において当該者の中から最優秀提案者を決定する。

⑷　審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施時期

令和９年１月中旬を予定している。

⑸　最優秀提案者選定結果の通知

⑷の実施後、速やかに郵送にて通知する。

⑹　審査経過については公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

⑺　選定方法の詳細については、提案競技説明書に定める。

８　提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

⑴　参加する資格のない者が提案したとき。

⑵　所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

⑶　事実に反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。

⑷　提案者が、当該提案競技に対して２以上の提案をしたとき。

⑸　提案者が、他人の提案の代理をしたとき。

⑹　あらかじめ指示した事項に違反したとき、及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

９　契約

⑴　契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令第167条の２第１項第２号の規定により、随意契約を行う。

⑵　契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

⑶　前金払

前金払は、行わない。

⑷　契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第１項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の２各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

⑸　その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

10　その他の留意事項

⑴　提出期限後の問合せ並びに書類の追加及び修正には、原則として応じない。

⑵　提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

⑶　提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

⑷　提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。

⑸　提出書類は、返却しない。

⑹　提出書類の作成及び提出に要する費用並びにヒアリング及びプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。

⑺　提案競技参加資格確認申請書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（任意様式）を提出すること（提出先は４の⑶に同じ。）。

⑻　本業務の予算は、令和８年11月定例島根県議会へ提案しているが、予算が成立しない場合は、本業務の執行は行わない。また、契約締結時期は、令和８年11月補正予算成立後とする。

11　提案競技に関する問合せ先

４の⑶に同じ。